

平成28年8月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成28年8月29日（月）15時から
会 場：臼杵庁舎 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（事務局職員の処分）
- 報告第7号 平成28年度文化の日被表彰者の推薦について
- 第34号議案 平成28年度補正予算（9月定例市議会）について

4 学力向上について

- ・平成28年度授業力向上プロジェクトの取り組み状況について

5 教育予算等について

6 その他

- ・臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会委員の委嘱について
- ・臼杵市「学童・思春期」家庭教育の基本方針について
- ・マレガ・プロジェクトについて

7 閉 会

連絡事項

（1）各課からの連絡等

- ・山内流の報告 ・県体のお願い（社会教育課）
- ・臼杵市中央公民館及び野津中央公民館改修工事について（社会教育課）
- ・人権文化セミナーのお知らせ（社会教育課）・Jr. 防災リーダーについて（学校教育課）
- ・うすきっ子検定について（学校教育課） ・総合教育会議について（教育総務課）

（2）平成28年9月定例教育委員会の開催について

- 候補日 ①平成28年9月28日（水）9時から
- ②平成28年9月29日（木）9時から

平成28年8月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成28年8月定例教育委員会付議議案 目次

報告第6号	専決処分の承認を求めることについて（事務局職員の処分）……………1
報告第7号	平成28年度文化の日被表彰者の推薦について …… …… ……2
第34号議案	平成28年度補正予算（9月定例市議会）について …… …… ……3

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

教育委員会事務局職員の処分について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

平成28年8月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

専決年月日 平成28年8月19日

記

■被処分者

所属：臼杵市教育委員会事務局学校給食課

職級：主幹 性別：男性

■処分権者 臼杵市教育委員会 教育長 斎藤 克己

■処分の種類 訓告

■処分理由

処分の量定決定にあたっては、模範となるべき市役所職員が50km未満超過の速度違反で検挙されたことは、全体の奉仕者として基本認識を欠く行為であり、市役所の信頼を損なう行為であるので、「臼杵市職員の懲戒処分等の指針」に照らし、厳正な処分とする。なお、過去3年以内（平成25年7月）に同様の交通違反で検挙され厳重注意処分を受けている。

報告第 7 号

文化の日被表彰者の推薦について

平成 28 年度文化の日被表彰者を推薦することについて、教育行政功労者推薦要綱の規定に基づき報告し同意を求める。

平成 28 年 8 月 29 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

理 由

平成 28 年度文化の日被表彰者を推薦するため報告し同意を求める。

第 3 4 号議案

平成 2 8 年度補正予算（9 月定例市議会）について

平成 2 8 年度予算を補正することについて議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定に基づき議決を求める。

平成 2 8 年 8 月 2 9 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

記

平成 2 8 年度補正予算（9 月定例市議会）について

平成 2 8 年度補正予算（9 月定例市議会）（案）について別紙のとおり提出する。

平成 2 8 年 9 月 日提出

臼杵市長 中 野 五 郎

理 由

教育委員会事務局における平成 2 8 年度補正予算を提出するため。

平成28年8月

【定例教育委員会資料編】

平成28年8月定例教育委員会資料編 目次

報告第7号 平成28年度文化の日被表彰者の推薦について……………1

・その他

臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会委員の委嘱について ……………4

※第34号議案平成28年度補正予算（9月定例市議会）の詳細説明資料は当日配布

教育行政功労者推薦要綱

平成26年1月22日

一 趣旨

本市の教育行政において、その功労が特に顕著な者を臼杵市表彰規則（平成17年規則第2号）第3条により、被表彰者として市長に推薦するために必要な事項を定める。

二 対象者は、次のとおりとする。

1 原則として、次の（1）、（2）、（3）または（4）のいずれかに該当する現存者とする。

（1）教育委員

- ア 委員長として2年以上在職したことがある者で、推薦する当該年度中に70歳以上になっている者
- イ 教育長として8年以上在職したことがある者で、推薦する当該年度中に70歳以上になっている者

（2）社会教育・社会体育関係者

- ア 社会教育・社会体育関係団体の役員として多年社会教育・社会体育の振興発展に貢献し、功績顕著な者で、団体の代表を12年以上務めた者
- イ その他社会教育・社会体育の振興発展に永年にわたり尽くした者で、それぞれの団体の委員を25年以上務めた者

（3）文化財・文化振興関係者

- ア 臼杵市文化財調査委員として16年以上（8期以上）在籍したことがある者で、かつ、推薦する当該年度中に70歳以上になっている者
- イ 文化団体の役員として文化の振興に貢献し、団体の代表を12年以上務めた者
- ウ その他文化の振興に永年にわたり貢献した者で、特に顕著な成果を上げた者、または関係団体の委員を25年以上務めた者

（4）学校教育関係者等

- ア 臼杵市の公立幼、小、中学校に10年以上在籍した経験を持つ退職した職員で、次の要件を満たす者に対して行う
 - ・ 学習指導、生徒指導、進路指導、学校体育、学校保健、学校給食、部活動、特別支援教育、学校事務の機能強化等について、特に顕著な成果を上げた者
 - ・ その他学校教育において、他の教職員の模範となるような実践を行い、特に顕著な成果を上げた者
- イ 市町村立学校県費負担教職員以外の者で、長きにわたり学校運営又は児童生徒の安全確保に直接若しくは間接的に活動し、児童生徒の健全育成活動に寄与した者

（5）その他教育行政に特に功労があつた者

- ア 教育委員会にて審議し、市長に被表彰者として推薦することが相応しいと議決された者若しくは団体

三 対象者のうち、（1）から（4）については、市長に推薦する前に教育委員会に報告し、同意を得るものとする。

別記様式(第3条関係)

表 彰 者 推 薦 書

表彰推薦書 (個人、団体)			
ふ り が な 氏 名 (名 称)	くぎみや きよし 釘宮 清		
生 年 月 日 (設立年月日)	昭和2年1月23日	職 業	無
住 所 (所 在 地)	大分県臼杵市諏訪 若葉区1-2	団 体 代 表 者 氏 名	臼杵市ふるさと盆踊り実行委員会 実行委員長 木梨雅孝
功 績 の 内 容	<主な経歴等> 昭和24年3月 三つ拍子祭文踊り（現正調踊り保存会）入会 昭和42年8月 第1回臼杵市ふるさと盆踊り大会の開催と指導を開始 又、この時うすき踊り保存会という名前で大会参加 平成10年 うすき踊り保存会の顧問に就任 平成18年 うすき踊り保存会から正調踊り保存会へと改名し、顧問に就任 平成28年 50年間臼杵市ふるさと盆踊り大会の指導を行なう。 <主な受彰歴等> 昭和55年11月 臼杵市柔剣道振興大会少年柔道育成表彰 昭和61年 5月 大分県柔道協会少年柔道指導育成功労者表彰 昭和62年 8月 第21回臼杵市ふるさと盆踊り大会にて個人賞受賞 平成 2年11月 臼杵商工会議所勤続41年永年表彰 平成28年 8月 ふるさと盆踊り大会特別賞（50回連続出場） 【功績の内容】 別紙に記入		

備考 経歴・受彰歴は、功績の内容欄に記入すること。

功 績 の 内 容	【功績の内容】 氏は、昭和24年3月に三つ拍子祭文踊り（現 正調臼杵盆踊り保存会）に入会しました。入会后、大衆化して様々な踊り方になっていた、三つ拍子祭文踊りの歴史的検証を行ない、踊り方を統一し、伝統文化へと導いた志村弘氏に師事し、踊りの全動作過程を修得し、臼杵踊り保存会の設立に尽力した一人でありました。 また、この臼杵踊り保存会の設立により、臼杵市全体の盆踊り大会開催の気運が高まり、氏は、昭和42年より始めました臼杵市と臼杵商工会議所共催によります臼杵市ふるさと盆踊り大会第1回目の開催に貢献した一人でもありました。 氏は、この臼杵市ふるさと盆踊り大会におきまして、第1回大会より指導者として参加し、大分銀行、臼杵信用金庫や臼杵トキハ等の企業その他、たばこ小売組合や商店街婦人会等の団体が大会に参加するための指導・育成を行なって参りました。現在でも、みずほ厚生センターなどの新規参加企業にも指導にあたっています。また、祇園洲や市浜などの各地区で開催されている盆踊り大会に出向き、地域の盆踊りの伝統を継承するため永年指導にあたってこられました。 臼杵市ふるさと盆踊り大会当日は先導役を50年間程勤められ、臼杵市の伝統文化である三つ拍子祭文踊りの継承に尽力された功績から、本年、第50回目の記念となる臼杵市ふるさと盆踊り大会におきまして特別表彰を受けました。 このように、氏は、大友宗麟由来の400年の歴史を持つ三つ拍子祭文踊りを後世に伝承する為、永年後継者育成に献身的に取り組んでこられ、各企業、団体、地域で今でも広く踊り継がれる事は、本市の伝統文化の振興にとって、大変、大きな功績となるものです。
-----------------------	---

臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年6月29日

臼杵市教育委員会委員長

臼杵市教育委員会告示第6号

臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の小学校におけるフッ化物洗口事業の実施について検討するため、臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、フッ化物洗口事業の次の事項について検討する。

- (1) 事業の実施に関する事項
- (2) 事業の実施方法に関する事項
- (3) 事業の実施体制に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業を実施するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 歯科医師
- (2) 薬剤師
- (3) 市内の小学校に在籍する児童の保護者
- (4) 小学校校長
- (5) 小学校養護教諭
- (6) 小学校教諭
- (7) 市職員（保健師）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から同日の属する年度の末日までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、及び議事を整理する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、教育委員会事務局が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年6月29日から施行する。

この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会 委員名簿

	氏 名	所 属 及 び 職 名	適 用	備 考	委嘱・任命の別
1	矢 田 泰 崇 や だ やす た か	矢 田 歯 科 医 院	歯 科 医 師	臼津歯科医師会推薦	委嘱
2	久 保 田 修 太 郎 く ぼ た しゅう た ろ う	か め や 薬 局	薬 剤 師	臼津薬剤師会推薦	委嘱
3	石 田 茂 い し だ しげる	市 P T A 連 合 会 会 長	保 護 者		委嘱
4	佐 藤 裕 子 さ と う ひ ろ こ	市立福良ヶ丘小学校長	小 学 校 校 長	校長会推薦	任命
5	中 村 真 実 な か む ら ま み	市 立 臼 杵 小 学 校	小学校養護教諭	学校保健部会推薦	任命
6	佐 々 木 祐 子 さ さ き ゆ う こ	教職員組合臼津支部副委員長	小 学 校 教 諭		任命
7	河 野 枝 里 か わ の え り	臼杵市子ども子育て課	市職員(保健師)		委嘱
8	海 士 野 ミ サ コ あ ま の	こ な が わ 歯 科 医 院	教育長が必要と認める者 (歯科衛生士)	大分県歯科衛生士協会推薦	委嘱
9	高 野 里 実 た か の さ と み	大 分 県 中 部 保 健 所 地 域 保 健 課 技 師	教育長が必要と認める者 (大分県職員)		委嘱